

令和5年1月27日

## 法廷内カメラ取材事務取扱要領

広島高等裁判所

広島高等裁判所（支部を除く。）の法廷内におけるカメラ取材に関する事務の取扱いは、この要領によって行うものとする。

### 第1 総則

- 1 法廷内におけるカメラ取材（以下「カメラ取材」という。）は、原則として、広島法曹記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）に加盟している新聞社、通信社及びテレビ局の話合いによる代表取材とする。
- 2 カメラ取材による映像及び写真は、当該事件の報道についてのみ使用できるものとする。

### 第2 申請手続

#### 1 記者クラブからの申請

記者クラブがカメラ取材を希望する場合は、別紙様式第1の法廷内カメラ取材許可申請書（以下「申請書」という。）を、カメラ取材を希望する期日の2日前（注：裁判所の休日を除いて数える。）までに、記者クラブ幹事社（以下「幹事社」という。）から総務課広報係に提出させる。

ただし、希望する社が1社の場合は、当該社による申請も可とする。

なお、申請書に記載する責任者は、裁判所の取材を常として行っている記者（複数いる場合は上席の者（いわゆるキャップ））とする。

#### 2 記者クラブ加盟社以外からの申出等

記者クラブ加盟社以外から申出等があつた場合、総務課広報係は、対象事件が係属する部（以下「担当部」という。）に連絡し、裁判長の判断を求める。

### 第3 許否の手続

記者クラブ（単独申請の場合は当該社）から提出された申請書は、総務課広報係で受け付け、訟廷事務室事件係を通じて、担当部に送付する。

なお、許可の手続は、当該期日の前日（注：裁判所の休日を除いて数える。）までに完了させる。

#### 1 許可の場合

- (1) 担当部は、別紙様式第2の法廷内カメラ取材許可書（以下「許可書」という。）を作成する。担当部は、申請書及び作成した許可書を訟廷事務室事件係を經由して総務課広報係に送付する。
- (2) 総務課広報係は、許可書を幹事社（単独申請の場合は当該社）に交付する。その際、撮影要員は開廷時刻の20分前までに記者室に来集するよう伝える。

#### 2 不許可の場合

- (1) 担当部は、不許可の旨を訟廷事務室事件係を通じて総務課広報係に口頭で連絡する。
- (2) 総務課広報係は、不許可の旨を幹事社（単独申請の場合は当該社）に口頭で通知する。

### 第4 撮影要員及び撮影機材

#### 1 撮影要員

カメラ取材における撮影要員は、スチールカメラ取材及びビデオカメラ取材について、それぞれ2人以内とする。

#### 2 撮影機材

スチールカメラ取材における撮影機材は、1人で操作できる携帯用小型のスチールカメラ1台及び予備用のスチールカメラとする。また、ビデオカメラ取材における撮影機材は、ビデオカメラ1台とする。

なお、三脚及び脚立の使用は認めるが、照明、録音及び中継のための機材の持ち込み並びにスチールカメラのフラッシュ等の使用は認めない。

### 第5 カメラ取材の手順、方法等

#### 1 撮影要員の来集

総務課広報係は、記者室に來集した撮影要員に対し、カメラ取材における遵守事項（取材条件）を確認し、その後、取材用腕章を貸与し、着用させた上で、法廷前に誘導する。

## 2 撮影要員の入廷

撮影要員の入廷は、開廷時刻の10分前とする。

## 3 撮影位置

撮影位置は傍聴席最後列の後部とし、この区域内においては、撮影位置を移動できるものとする。

## 4 撮影対象

撮影対象は、入廷中の裁判官並びに裁判官席及び当事者席（いずれも着席者を含む。）とする。

なお、傍聴席及び傍聴人の撮影は認めないが、裁判官席等を撮影する際に傍聴席（傍聴人は背部に限る。）が付随的に映ることは可とする。

おって、裁判官以外の人物を拡大して撮影することは認めない。

## 5 撮影時間

撮影開始は裁判官の入廷の時からとし、撮影終了は裁判官全員が着席してから2分後とする。時間の計測は、裁判官の命を受けた担当部あるいは訟廷事務室の職員が行う。

## 第6 当事者、傍聴人等に対する措置

### 1 民事事件、刑事事件共通

担当部あるいは訟廷事務室の職員は、カメラ取材が許可されており、カメラ取材が行われている間傍聴人等は在廷しないことができる旨を、法廷の廊下側入口付近に掲示するほか、その旨を口頭で周知する。

### 2 民事事件

担当部は、当該期日前に、当事者又は代理人に対し、カメラ取材が許可された旨を通知する。

### 3 刑事事件

- (1) 被告人は、カメラ取材が行われている間、在廷させない。
- (2) 担当部は、当該期日前に、検察官及び弁護人に対し、カメラ取材が許可された旨及びカメラ取材は被告人が在廷しない状態で行う旨を通知する。
- (3) 被告人が身柄を拘束されている場合、担当部は、当該期日前に、戒護の責任者に対し、カメラ取材が許可された旨を通知し、カメラ取材終了後に被告人を入廷させるよう指示する。

(別紙様式第1)

法廷内カメラ取材許可申請書

令和 年 月 日

広島高等裁判所 御中

広島法曹記者クラブ幹事社	
責任者氏名	
スチールカメラ取材代表社	
責任者氏名	
ビデオカメラ取材代表社	
責任者氏名	

報道のため必要があるので、下記1の対象事件について、開廷前に法廷内においてカメラ取材することを許可してください。

なお、広島法曹記者クラブ所属の下記2の取材希望社を代表して行う取材です。

1 対象事件

事件番号	令和	年 ( ) 第	号
期 日	令和 年 月 日	時	分

2 取材希望社 (○印を付した社)

	中国新聞		朝日新聞		毎日新聞
	読売新聞		共同通信		時事通信
	NHK		中国放送		広島テレビ
	広島ホームテレビ		テレビ新広島		
	産経新聞		日本経済新聞		山陽新聞

(別紙様式第2)

## 法廷内カメラ取材許可書

令和○年○月○日付けで申請のあった令和○年( )第○号に係る法廷内カメラ取材については、次の事項を遵守することを条件に許可する。

令和○年○月○日

広島高等裁判所第△部

裁判長 × × × ×

### 1 撮影要員

スチールカメラ取材及びビデオカメラ取材についてそれぞれ2人以内とし、入廷の際には必ず裁判所が貸与した取材用腕章を着用する。

### 2 撮影機材

スチールカメラ取材に当たっては1人で操作できる携帯用小型スチールカメラ1台及び予備用スチールカメラ1台、ビデオカメラ取材に当たってはビデオカメラ1台のみを持ち込み、照明機材、録音機材及び中継機材を持ち込まない。

また、スチールカメラのフラッシュ等の機能を使用しない。

### 3 撮影位置

傍聴席最後列後部とする。

### 4 撮影対象

入廷中の裁判官並びに裁判官席及び当事者席(いずれも着席者を含む。)に限る。ただし、傍聴人の背部が付随的に入ることは可とする。

また、裁判官以外の特定の人物を拡大して撮影しない。

### 5 撮影時間

撮影の開始は裁判長の入廷の時からとする。また、裁判官全員の着席から2分後には撮影を終了する(時間の計測は裁判所職員が行う。)

### 6 その他

(1) 録音は認めない。

(2) 撮影に当たっては、裁判長又はその命を受けた裁判所職員の指示に従う。

特に裁判長等から撮影を中止するよう指示があった場合は、直ちに撮影を中止する。